

特定高圧ガス消費届

根拠法令

法第24条の2

一般則第53条
液石則第51条

適用

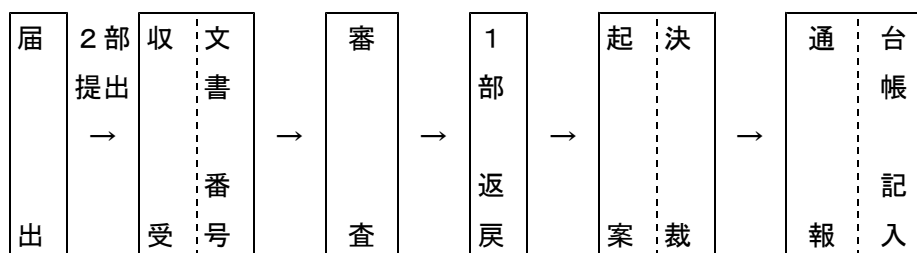
- ① モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン及びジシランの圧縮ガス及び液化ガス（これらを特殊高圧ガスという。）を消費する者。
- ② 次表に掲げる種類の高圧ガスを、同表に掲げる数量以上貯蔵し、消費する者。
- ③ 次表左欄に掲げるガスを、他の事業所から導管により供給を受け消費する者。

高圧ガスの種類	数	量
圧縮水素	容積	300 m ³
圧縮天然ガス	容積	300 m ³
液化酸素	質量	3,000 kg
液化アンモニア	質量	3,000 kg
液化石油ガス	質量	3,000 kg (注)
液化塩素	質量	1,000 kg

(注) 液石法施行令第2条に掲げる者（一般消費者に類似の消費形態の者）の場合は 10,000kg

※高圧ガス保安法施行令第7条

手順



(消費開始の20日前)

必要書類

- 1 特定高圧ガス消費届書（**一般則様式第29、液石則様式第28**）
- 2 消費施設等明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - (1) 消費の目的
 - (2) 特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力

- (3) 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
(4) 特定高圧ガスの消費のための施設の位置及び付近の状況を示す図面
(添付すべき書面又は図面)

- ①事業所全体平面図
- ②消費施設の配置図
- ③消費設備に係るフローシート又は配管図
- ④機器一覧表
- ⑤貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあっては、認定試験者試験等成績書）の写し
- ⑥消費設備の基礎の構造を示した図面

3 特定高圧ガス取扱主任者選任届（詳細はⅢ－5による）

必要に応じ添付を求めることができるもの

- 1 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- 2 委任状（代表者以外の者が届出手続きをするとき）
- 3 上記に掲げるものの他、消費事業所に応じて、法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

審 査

- 1 消費のための施設の位置、構造及び設備が規則（一般則第55条第1項、液石則第53条第1項）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。
- 2 消費の方法が規則（一般則第55条第2項及び第60条（可燃性ガス、毒性ガス酸素及び空気に限る。）、液石則第53条第2項及び第58条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

通 報

- 1 北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。
- 2 液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）へ通報する。
（高圧ガス保安法施行令第17条）

台帳作成

受理後台帳に記載する。